

仮議長（坂入委員）

議案第 1 号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林室長）

それでは、議案第 1 号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」、ご説明いたします。資料の 4 ページをご覧くださいと思います。

宇都宮地域合併協議会規約の規定の趣旨は、合併協議会運営の基本となることについて定めるものでございます。

それでは内容についてご説明をいたします。

第 1 条は、協議会の設置について定めるもので、参加する構成市町を、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町と明記しております。

第 2 条は、協議会の名称を、宇都宮地域合併協議会と定めております。

第 3 条は、協議会で行う事務を定めております。第 1 号は合併に関する基本的事項、第 2 号は市町建設計画案の策定に関する事項、第 3 号は住民啓発に関する事項、第 4 号はその他合併について必要な事項としております。

第 4 条は、協議会の事務所を宇都宮市に置くこととしております。

第 5 条は、協議会の組織として、会長、副会長、委員をもって組織する定めをしております。

第 6 条第 1 項及び第 2 項では、会長を宇都宮市長、副会長を他の 4 町の首長とし、会長・副会長の職務を定めております。また、第 3 項の中で会長の職務代理を定めたものでございます。

第 7 条は、委員を定めたもので、第 1 号委員は行政として構成市町の助役、第 2 号委員は議会代表として構成市町の議長と合併を調査又は審査する特別委員会の委員長。但し書きによりまして、特別委員会が設置されていない場合は、合併を所管する常任委員会の委員長と定めております。第 3 号委員は各構成市町の長が推薦する民間団体の代表者を各市町で 3 名、第 4 号委員は各構成市町が協議をして定めた者、その他学識経験者等でございます。

第 8 条は、協議会に必要な応じて顧問を置くことができると定めております。

第 9 条は、会議の開催と運営についてを定めております。第 2 項では会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことはできないとしており、第 3 項では会長がその議長となるとしております。また第 4 項では会議の議事、運営、その他必要な事項は会長が別に定めるとしております。

第 10 条は、必要に応じて、協議会に関係職員等を出席させることができる定めをしております。

第 11 条は、協議会から付託された事項につきまして調査及び審議をするために、小委員会を置く定めをしております。

第12条は、協議会に提案する事項や専門的に協議調整を行うため、幹事会、専門部会を置く定めをしております。

第13条は、事務局の設置を規定しております。

第14条は、協議会の経費負担について規定しており、構成市町の負担割合につきまして均等割4割、人口割6割を負担していただく定めをしております。

第15条は、3名の監査委員を構成市町の収入役から、会長が協議会の同意を得て選任する定めをしております。

第16条は、協議会の財務処理に関する定めをしております。

第17条は、委員、顧問及び関係職員等に報酬及び費用弁償を出すことができる定めをしております。

第18条は、協議会が解散した場合に必要な事項を定めております。

第19条は、今後、新たな参加市町があった場合の定めをしており、第3項では経費負担は他の市町と同じく負担をしていただくこととし、第4項では新たに参加する市町は既に構成市町において協議が済んでいるものにつきましては尊重していただくことを定めております。

第20条は、補則で、その他必要な事項は別に会長が定めることとしております。

附則につきましては、規約の施行期日と本年度の会計処理期間を定めてございます。

以上で議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定」についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

仮議長（坂入委員）

事務局の説明が終わりましたので、何かご質問、ご意見がありましたらお申し出いただきたいと思っております。

無いようですのでお諮りいたします。議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）（拍手）

仮議長（坂入委員）

ありがとうございます。それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

ただいまの決定をもちまして、正式に宇都宮地域合併協議会が発足いたしました。